

# 放課後等デイサービスの更新に係る必要書類の提出について

～個々の子どもの状況に応じた発達支援の確認、主に手帳を有しない利用者への対応～

## 現状

これまで、新規の申請者については医師の診断書等の提出を必須としていますが、小学校入学に伴い引き続き児童発達支援から放課後等デイサービスに移行する場合は診断書等の提出を求めていませんでした。

## 今後

今後は、定期的に医師の受診を促すことで、障がいの状態や療育の必要性を適切な時期に把握・確認することで、障がい児通所支援サービス事業の充実を図ります。

### 【対象者】

下記以外の、普通学級に通学する小学生

- ①障がい者手帳(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳)を所持している
- ②特別児童扶養手当等を受給している
- ③特別支援学級又は特別支援学校に就学している

### 【対象者の手続きの時期】

小学2年生、5年生の放課後等デイサービス利用の更新時

### 【必要書類】

医師の診断書、診療情報提供書、意見書

※当該児童が療育・訓練を必要とする内容が記載されたもの

【参考】利用者数 454人 ※R4.7月現在

			うち 普通学級
454人の内訳 ・手帳所持 223人 ・診断書、意見書 231人	小1	65	17
	小2	64	18
	小3	49	17
	小4	59	10
	小5	42	11
	小6	47	15
231人のうち 特別支援学級、 特別支援学校 121人	中1	34	3
	中2	25	7
	中3	26	5
普通学級 110人 ※うち小学生 88人	高1	19	5
	高2	15	2
	高3	9	0
	計	454人	110人

← 小2の更新時に診断書等を提出

← 小5の更新時に診断書等を提出



※中学生以上は、普通学級の在籍が少ないことから、取組の対象から除外する。

注釈：「障がい児通所支援サービス事業の充実を図る」とは・・・個々に応じた生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他取組における発達支援の充実を図ること

- 放課後等デイサービスは法令上以下のとおり規定されている(障害児の発達支援の提供という点では児童発達支援と同様だが、支援内容について、学齢期の発達段階に見合った支援を提供することを念頭に規定がされている)。

児童福祉法(昭和22年法律第164号)

第6条の2の2第3項 放課後等デイサービスとは、学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児につき、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することをいう。

## 参考1 通所給付決定の事務 厚生労働省 障害児通所給付費に係る通所給付決定事務等について R2.9

### 3 通所給付決定の対象となる障害児であることの確認

市町村は、通所給付決定の申請(以下「支給申請」という。)があった場合は、以下の証書類又は確認方法により、申請に係る児童が給付の対象となる障害児であるかどうかを確認する。なお、確認方法は、これらに限定されるものではない。

- ① 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)
- ② 特別児童扶養手当等を受給していることを証明する書類
- ③ 手帳を有しない又は手当等を受給していない場合、市町村は、当該児童が療育・訓練を必要とするか否かについて、市町村保健センター、児童相談所、保健所等に意見を求めることが望ましいものとする。その際の障害の有無の確認に当たっては、年齢等を考慮して、必ずしも診断名を有しなくても、障害が想定され支援の必要性が認められればよいものとする。

また、難病を有する児童として支給申請があった場合、対象となる疾病の範囲や症状については障害者と同様の取扱いとなるため、「難病患者等に対する障害支援区分認定」(認定マニュアル)を参考にしながら、医師の診断書のほか、必要に応じ、難病相談・支援センターや関係機関への照会により確認する。

## 参考2 「放課後等デイサービスガイドライン」 厚生労働省 H27

☞ 放課後等デイサービスの基本的な役割として大きく以下の3つが示されている。

### (1) 子どもの最善の利益の保障

放課後等デイサービスは、児童福祉法第6条の2の2第4項の規定に基づき、学校(幼稚園及び大学を除く。以下同じ。)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与することとされている。放課後等デイサービスは、支援を必要とする障害のある子どもに対して、学校や家庭とは異なる時間、空間、人、体験等を通じて、個々の子どもの状況に応じた発達支援を行うことにより、子どもの最善の利益の保障と健全な育成を図るものである。

### (2) 共生社会の実現に向けた後方支援

放課後等デイサービスの提供に当たっては、子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるため、他の子どもも含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められるものであり、放課後等デイサービス事業所においては、放課後児童クラブや児童館等の一般的な子育て支援施策を、専門的な知識・経験に基づきバックアップする「後方支援」としての位置づけも踏まえつつ、必要に応じて放課後児童クラブ等との連携を図りながら、適切な事業運営を行うことが求められる。さらに、一般的な子育て支援施策を利用している障害のある子どもに対して、保育所等訪問支援を積極的に実施する等、地域の障害児支援の専門機関としてふさわしい事業展開が期待されている。

### (3) 保護者支援

放課後等デイサービスは、保護者が障害のある子どもを育てることを社会的に支援する側面もあるが、より具体的には、①子育ての悩み等に対する相談を行うこと②家庭内での養育等についてペアレント・トレーニング等活用しながら子どもの育ちを支える力をつけられるよう支援すること③保護者の時間を保障するために、ケアを一時的に代行する支援を行うことにより、保護者の支援を図るものであり、これらの支援によって保護者が子どもに向き合うゆとりと自信を回復することも、子どもの発達に好ましい影響を及ぼすものと期待される。

## 参考3 「児童発達支援ガイドライン」 厚生労働省 H29 (1/2)

☞ 児童発達支援の基本理念として、4項目が示されている。

### (1) 障害のある子ども本人の最善の利益の保障

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条において、「全て児童は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され、保護されること、その心身の健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉を等しく保障される権利を有する。」と規定され、児童福祉法第2条第1項において、「全て国民は、児童が良好な環境において生まれ、かつ、社会のあらゆる分野において、児童の年齢及び発達の程度に応じて、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮され、心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」と規定されている。このように、障害のある子どもの支援を行うに当たっては、その気づきの段階から、障害の種別にかかわらず、子ども本人の意思を尊重し、子ども本人の最善の利益を考慮することが必要である。

### (2) 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮

障害者権利条約では、障害を理由とするあらゆる差別(「合理的配慮」の不提供を含む。)の禁止や障害者の地域社会への参加・包容(インクルージョン)の促進等が定められており、障害のある子どもの支援に当たっては、子ども一人一人の障害の状態及び発達の過程・特性等に応じ、合理的な配慮が求められる。

また、地域社会で生活する平等の権利の享受と、地域社会への参加・包容(インクルージョン)の考え方に立ち、障害の有無にかかわらず、全ての子どもが共に成長できるようにしていくことが必要である。

障害のある子どもへの支援に当たっては、移行支援を含め、可能な限り、地域の保育、教育等の支援を受けられるようにしていくとともに、同年代の子どもとの仲間作りを図っていくことが求められる。

### 3. (2/2)

#### (3) 家族支援の重視

障害のある子どもへの支援を進めるに当たっては、障害のある子どもを育てる家族への支援が重要である。障害のある子どもに対する各種の支援自体が、家族への支援の意味を持つものであるが、子どもを育てる家族に対して、障害の特性や発達の各段階に応じて子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させることを基本に置いて丁寧な支援を行うことにより、子ども本人にも良い影響を与えることが期待できる。

#### (4) 障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を子育て支援において推進するための 後方支援としての専門的役割

障害のある子どもの地域社会への参加・包容(インクルージョン)を進めるため、障害のない子どもを含めた集団の中での育ちをできるだけ保障する視点が求められる。このため、専門的な知識・技術に基づく障害のある子どもに対する支援を、一般的な子育て支援をバックアップする後方支援として位置づけ、保育所等訪問支援等を積極的に活用し、子育て支援における育ちの場において、障害のある子どもの支援に協力できるような体制づくりを進めていくことが必要である。

また、障害のある子どもの健やかな育成のためには、子どものライフステージに沿って、地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目の無い一貫した支援を提供する体制の構築を図る必要がある。

# 1. 医師の診断書等が必要な対象者について

問 1：利用されているお子さんは次の 3 項目のいずれかにあてはまりますか？

- ・障がい者手帳（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）のいずれかを所持
- ・特別児童扶養手当等を受給
- ・特別支援学級又は特別支援学校に就学

あてはまる

あてはまらない

医師の診断書等の提出は不要です。

問 2-1：今年度（R5.4月）の学年は小学 1 年生 または小学 4 年生ですか？

いいえ

はい

問 2-2：今年度（R5.4月）から放課後等デイサービスを利用するため、医師の診断書等を提出しましたか？

している

していない

**来年の小学 2 年生、5 年生の放課後等デイサービス利用の更新時に、医師の診断書、診療情報提供書、意見書の提出が必要です**

※療育の必要性に関する所見の記述が必要

※診断書等の発行日は更新日前 1 年以内。所定の様式はありません。原本を提出してください。

# 2. 医師の診断書等の提出が通所受給者証の給付決定期間内に間に合わなかった場合

通所受給者証の給付決定期間内に診断書等の提出が間に合わなかった場合は、更新ができません。診断書等の提出日の翌日からの利用（通所受給者証の発行）となります。

例：現在小学 1 年生で、サービス有効期間が令和 6 年 8 月 31 日までの場合、診断書等の提出が更新時には間に合わず 10 月 15 日に提出した場合は、翌日の 10 月 16 日から利用開始となります。

